

# 埼玉県復興まちづくりコーディネーター制度要綱

## (目的)

**第1条** 埼玉県（以下「県」という。）は、大地震発生により被害を受けた地区において復興まちづくりを先導できる人材を確保するため、「復興まちづくりコーディネーター」制度を設置し、もって住民主体の復興まちづくりに備えることを目的とする。

## (構成)

**第2条** 復興まちづくりコーディネーター制度は、以下に掲げる者により構成する。

- (1) 埼玉県復興まちづくりコーディネーター
- (2) 埼玉県復興まちづくりサポーター

## (用語の定義)

**第3条** 本設置要綱で用いる用語を、以下のとおり定義する。

- (1) 「埼玉県復興まちづくりコーディネーター」（以下「コーディネーター」という。）とは、第4条第1項の要件を満たし、県の「埼玉県復興まちづくりコーディネーター登録簿」に登録された者をいう。
- (2) 「埼玉県復興まちづくりサポーター」（以下「サポーター」という。）とは、第8条第2項の要件を満たし、県の「埼玉県復興まちづくりサポーター登録簿」に登録された者をいう。
- (3) 「地域復興組織」とは、大地震の発生により被害を受けた地区において、地区の復興を目的に地区住民が自主的に組織した団体をいう。
- (4) 「復興まちづくりイメージトレーニング」とは、平常時において開催され、一定の地区で地震が発生した場合の被害を想定したうえで、住民の生活再建と市街地の復興をワークショップ形式で検討するトレーニングであり、その詳細が県の作成した「埼玉県震災都市復興の手引き」に記載されたものをいう。
- (5) 「民間支援組織」とは、コンサルタント、学識者、NPO等により震災復興支援のために結成される組織をいい、地域復興組織に対して構想・計画づくりなど専門的・技術的支援を行うものをいう。
- (6) 「さいたま減災プロジェクト」とは、県民が自ら書き込んだ天候または災害等の情報を、県民全員で共有する、県と（株）ウェザーニューズが協定を締結し実施するシステムをいう。

## (コーディネーター登録)

**第4条** 県は、次項の登録要件を満たし、かつ第4条の活動を行うことを希望する県及び県内市町村（以下「市町村」という。）の職員をコーディネーターとして「埼玉県復興まちづくりコーディネーター登録簿」に登録する。

**2** コーディネーターとして登録を受けるための要件は、次のいずれかに該当する者とす

る。

(1) 次の分野において3年以上の経験（合算でよい）を有する者

- ア 都市計画（地区計画、まちづくり）行政
- イ 区画整理又は再開発行政
- ウ 住宅行政
- エ 街路行政
- オ 震災、防災対策行政

(2) 県及び市町村が実施する復興まちづくりイメージトレーニングに参加した者

3 コーディネーターに登録されることを希望する者は、登録申請書（様式第1号）を県に電子メールにより提出するものとする。

4 県は登録が完了したコーディネーターに対して、登録番号を、指定された電子メールアドレスに送信するものとする。

#### （コーディネーターの活動）

**第5条** コーディネーターの活動は、以下とおりとす。

(1) 平常時における活動

- ア 復興まちづくりイメージトレーニングへの積極的参加
- イ さいたま減災プロジェクトのサイト上への積極的書き込み
- ウ 積極的な情報収集及び行政職員への啓発

(2) 第6条に基づき派遣される場合で地域復興組織における活動

- ア 住民主体の復興まちづくりを達成するためのプロセスの指導
- イ 行政情報の提供（復興の法的スケジュール、事業・基金制度等）
- ウ 行政と地域等の連携調整
- エ 民間支援組織が具体的な復興まちづくり計画を作成する上での助言、提案

2 県は、コーディネーターの活動に対して必要な支援を行うものとする。

#### （コーディネーターの派遣）

**第6条** 県は震災時において、市町村や地域復興組織の要請により、コーディネーターを派遣する。また、市町村職員であるコーディネーターを派遣するときは、当該職員が属する市町村の長に派遣要請を行う。

2 県は、コーディネーターが積極的に活用されるよう、その制度を広く市町村に普及しなければならない。

#### （コーディネーターの責務）

**第7条** コーディネーターは、県民と行政の間の中立的な立場をもって役割を遂行するものとする。

2 コーディネーターは、県が主催する研修会等に参加し、復興まちづくりを進める上で必要な知識を備えなければならない。

3 コーディネーターの助言等は、関連する法令等に沿ったものでなければならない。

#### (サポーター登録)

第8条 県は、次項の登録要件を満たし、かつ第9条の活動を行うことを希望する者をサポーターとして「埼玉県復興まちづくりサポーター登録簿」に登録する。

2 サポーターとして登録を受けるための要件は、次に該当する者とする。

- (1) 県内に在住・在勤・在学する者
- (2) 電子メールの利用及びインターネットのブラウザの閲覧ができる環境にある者
- (3) 第4条の要件を満たさない者

3 サポーターに登録されることを希望する者は、登録申請書（様式第2号）を電子メールにより提出するものとする。

4 県は、サポーターとして登録した者に対して、登録番号を指定された電子メールアドレスに送信するものとする。

#### (サポーターの活動)

第9条 平常時におけるサポーターの活動は、以下とおりとする。

- ア 復興まちづくりイメージトレーニングへの参加
- イ さいたま減災プロジェクトのサイト上への書き込み
- ウ 復興まちづくりに必要な知識習得

2 サポーターは、在住・在勤・在学する市町村が被災した場合において、市町村の要請に従い、地域復興組織等に参加し、復興まちづくりの活動を行うものとする。

3 県は、市町村から要請があった場合は、当市町村に在住・在勤・在学するサポーターとの連絡調整を行うものとする。

#### (登録期間)

第10条 コーディネーター及びサポーターの登録期間は第13条に定める登録を解除する場合を除き無期限とする。

#### (登録内容の変更)

第11条 コーディネーター及びサポーターは、登録内容の変更がある場合は、速やかにその旨を県に申告しなければならない。

#### (禁止事項)

第12条 コーディネーター及びサポーターは、次の各号に該当する行為又はそのおそれのある行為を行ってはならないものとする。

- (1) 虚偽の登録又は回答を行うこと
- (2) その他、県が不相当と判断する行為

#### (登録の取り消し)

**第13条** コーディネーター及びサポーターが、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第12条に掲げる禁止事項があったとき
- (2) 電子メール等の送付が1年以上不達の状態にあるとき
- (3) コーディネーターが第4条の登録要件を満たさなくなったとき
- (4) サポーターが第8条の登録要件を満たさなくなったとき
- (5) 登録取消の申し出があったとき

#### (費用弁償)

**第14条** コーディネーターの費用弁償は、その者の属する自治体の負担によるものとする。

2 サポーターの活動は、原則として無償とする。

#### (名簿の作成、更新及び管理)

**第15条** 県は、コーディネーター及びサポーターとして登録した者の名簿（以下「名簿」という）を作成し、更新及び管理を行う。

2 県は、必要に応じ、県内市町村にコーディネーター名簿を提供することができる。

3 県及び県内市町村は、コーディネーター名簿をパスワード等で適正に管理しなければならない。

#### (コーディネーター派遣要請書)

**第16条** 第6条第1項の派遣要請は、県職員であるコーディネーターにあっては当該職員が属する機関の長、市町村職員であるコーディネーターにあっては当該職員が属する市町村の長に対して、「埼玉県復興まちづくりコーディネーター派遣要請書」（様式第3号）により依頼する。

#### (活動報告)

**第17条** 県職員であるコーディネーターは、活動の都度（活動が長期に及ぶ場合は半年に1回程度）、「埼玉県復興まちづくりコーディネーター活動報告書」（様式第4号）により、その活動状況を県に報告するものとする。

#### (本制度の所管)

**第18条** 本制度は、埼玉県都市整備部都市計画課が所管する。

#### (その他)

**第19条** この要綱に定めるもののほか、埼玉県復興まちづくりコーディネーター制度に必要な事項は、その都度別に定める。

## 附則

この要綱は、平成21年3月5日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年3月12日から施行する。

この要綱は、平成26年6月6日から施行する。

この要綱は、平成27年1月5日から施行する。

この要綱は、平成27年3月30日から施行する。

この要綱は、平成30年3月7日から施行する。

この要綱は、令和5年1月4日から施行する。

復興まちづくりコーディネーター 登録申請書

年 月 日

埼玉県知事

		受付日	※ 年 月 日		
		受付番号	※		
(※は記入不要)		生年月日	年 月 日		
ふりがな		性別	男・女	年齢	歳
氏名					
ふりがな					
住所	〒				
現所属・職					
電話番号					
メールアドレス					

◎所属等の変更後も連絡可能なメールアドレスを記入してください。

【専門分野】

専門分野	
------	--

◎専門分野を記入してください。

例：都市計画、区画整理、再開発、住宅、街路、震災・防災対策など

【職歴（登録要件に係わるもののみ）】

	所属課所室名 (課係担当名)	在職年数	主な職務内容
1		年 月	
2		年 月	
3		年 月	
4		年 月	

【免許資格】

1.	2.	3.
4.	5.	6.

取得している資格があれば記入して下さい

復興まちづくりサポーター 登録申請書

年 月 日

埼玉県知事

		受付日	※ 年 月 日		
		受付番号	※		
(※は記入不要)		生年月日	年 月 日		
ふりがな		性別	男・女	年齢	歳
氏名					
ふりがな					
住所	〒				
電話番号					
メールアドレス					
勤務先または学校名					

◎住所が県外の場合には、勤務先または学校名を記入してください。

【専門分野】

専門分野	
------	--

◎専門とする分野があれば記入してください。

例：都市計画、区画整理、再開発、住宅、街路、震災・防災対策など

【免許資格】

1.	2.
----	----

◎上記専門分野に関して、取得している免許資格があれば記入してください。

様式第3号

埼玉県復興まちづくりコーディネーター派遣要請書

年 月 日

様

埼玉県知事

埼玉県復興まちづくりコーディネーター制度要綱第6条第1項に基づき、次の復興まちづくりコーディネーターの派遣を要請します。

登録番号	第 号
氏 名	
派 遣 先	
派遣業務の概要	

様式第4号

# 埼玉県復興まちづくりコーディネーター活動報告書

年 月 日

埼玉県知事

自治体名

氏 名

復興まちづくりコーディネーターの活動状況について、埼玉県復興まちづくりコーディネーター制度要綱第17条の規定により、次のとおり報告します。

実 施 日	活 動 内 容

※活動に係わる資料等があれば添付してください。